相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市御厨栄町二丁目三番、最後の住所大阪府東大阪市御厨栄町二丁目三番一一号サンピア小阪二〇一号

被相続人　亡　仲峯　由子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

大阪市中央区高麗橋二丁目四番四号公洋ビル七階

相続財産管理人　弁護士　松山　理香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市小若江一丁目三八番地、最後の住所大阪府東大阪市中鴻池町一丁目九番七号住宅型有料老人ホームｍｕｓｕｂｉ

被相続人　亡　植田　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　七尾　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市垣生一七四四番地、最後の住所兵庫県尼崎市杭瀬南新町四丁目一番三五号オーラコート一〇二号

被相続人　亡　白石　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

兵庫県西宮市産所町一四番五号ニュートンビル西宮三〇一号

相続財産管理人　弁護士　中西　康友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県上道郡九蟠村大字九蟠九二番地、最後の住所岡山市九蟠九二番地

被相続人　亡　浮田　早藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所岡山市北区番町一丁目五番五号サンシュウビル

相続財産管理人　弁護士　松本　洋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市西鹿田二丁目三九番地、最後の住所広島市安佐南区大塚西三丁目三番一五号めぞん大塚三一一号

被相続人　亡　眞木　啓江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所広島市西区高須一丁目一二番三九号

相続財産管理人　妻澤　裕幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県神石郡神石高原町笹尾三八八番次一番地、最後の住所広島県福山市坪生町六丁目二〇番一九号　被相続人　亡　平川　浩宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

事務所広島県福山市東町二丁目三番二三号

相続財産管理人　弁護士　服部　融憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区日明二丁目二三三五番地一、最後の住所北九州市小倉北区大手町一四番一八号　被相続人　亡　吉田　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　俊博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市賀来南一丁目一一〇三番地三、最後の住所大分県大分市王子新町一一番一五号エルーセラ王子三〇六

被相続人　亡　井上　賢次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

大分市中島西一丁目四番一八号ＮＣビル二階

相続財産管理人　弁護士　今井雄一朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市城二丁目三一九番地、最後の住所沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目三八九番地首里厚生園　被相続人　亡　岸本　ナヘ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

沖縄県うるま市安慶名二四〇―一

相続財産管理人　弁護士　松山清一郎

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年六月十九日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三号

株式会社椿本チエイン

確定給付企業年金清算人　辻　雅之

型式適合認定に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ38号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成26年10月2日　日本ＥＲＩ株式会社

代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成26年７月29日）

株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム

型07Aaba0020417、型07Aaba0020423

型07Aaca0020409、型07Aaca0020410

型07Aaca0020411、型07Aaca0020412

型07Aaca0020414、型07Aaca0020415

型07Aaca0020416、型07Aabb0020417

型07Aabb0020423、型07Aacb0020409

型07Aacb0020410、型07Aacb0020411

型07Aacb0020412、型07Aacb0020414

型07Aacb0020415、型07Aacb0020416

型07Aacc0020310、型07Aacc0020311

型07Aacc0020315

第21期決算公告

平成26年10月2日

石川県金沢市寺町三丁目９番32号

株式会社味来コーポレーション

代表取締役　中田　朝子

貸借対照表の要旨

（平成26年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	33,836
	固定資産	70,470
	合計	104,306
負債及び純資産の部	流動負債	7,557
	固定負債	61,874
	資本金	34,874
	利益剰余金	35,000
	その他利益剰余金	△125
	（うち当期純利益）	△125
	合計	(8,377)
		104,306

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二五五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十六年十月二日

石川県金沢市寺町三丁目九番三二号

株式会社味来コーポレーション

代表取締役　中田　朝子